

令和5年度 昭和大学研究費不正防止計画

平成28年1月4日 学長裁定

令和5年4月1日 一部改定

昭和大学研究費に関する管理規程第22条の規定に基づき、研究費の適正な運営および管理を行うため、不正防止計画を以下のとおり定める。

I. 不正防止計画

1. 大学内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
・時間の経過に伴い、責任意識が低下する。	・学内の責任体制および各責任者の責任範囲について明確化するとともに、責任体系の啓発を促し、意識向上を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
・コンプライアンスに対する意識が希薄である。	・研究者等に対し、コンプライアンス意識の向上を促すため研修会等を行い、研究者の参加を義務付ける。(Web講習会・APRIN eラーニングプログラム受講) ・研究者等に対し、不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。(公的研究費採択時・入職時)
・公的研究費等の事務処理手続きに関するルールの理解が不足している。	・公的研究費の処理手続きに関する説明会を開催し、適正運用の徹底を図る。 ・旅費・検収に関するルールを徹底するため、定期的な情報発信を実施する。 ・周知方法として、ガイドブック・ホームページ・学内共有基盤により実施する。
・研究者の事務処理に係る負担から研究管理に支障が生じることへの対応。	・研究費管理に時間を割けるよう事務処理等に関して、負担軽減を含むサポート体制の充実を進める。(URA等による研究サポート体制の強化・事務処理手続きの見直しを行い研究者による確認作業の低減・各種申請に関するWeb化の推進)

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
・不正使用防止計画を策定及び実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	・内部監査により、不正使用に繋がる可能性のある事象について、その発生防止策を検討し、不正防止計画に反映させる。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 取引業者が本学教職員と必要以上に密接な関係を持つことによって癒着が生じ、不正な取引に発展する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本学の研究費を扱う原則全ての業者に対して、不正経理に加担しない旨の誓約書を年1回提出させる。 公正な取り引きの観点から、機器備品等の価格交渉については段階的に事務処理に移行する。
<ul style="list-style-type: none"> 研究と直接関係のない物品を購入している。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務管理部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的を含む理由書の提出を求める。
<ul style="list-style-type: none"> 発注段階での財源特定が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、研究費使用説明会等で指導・注意喚起を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 予算執行が年度末に集中している。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。 執行率の低い研究者に対してヒアリングを行い、研究費の繰越、返還等の指導を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 研究補助員等の勤務実態の確認が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> タイムカードを使用した勤怠管理を実施する。 事務管理部門による不定期の立ち入り調査等により、勤務実態の確認を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 告発窓口が分かりにくいいため、不正が潜在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 告発窓口をホームページ等及び誓約書に明記し周知徹底を図る。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
<p>公的研究費の不正使用防止を推進する体制の検証、不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他大学不正使用事案を参考にし、モニタリング対象を選定する。 上半期にモニタリングを実施し、結果を公的研究費内部監査計画へ反映させる。

II. 不正防止計画の点検・評価

統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者と共に公的研究費等の使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。